

# 野口レポート

NO. 289

令和2年10月1日

発行: 有限会社アルファ野口 〒211-0012

川崎市中原区中丸子 538 ムルベ・ユマルタ 1F

TEL 044-422-1337 FAX 044-455-0208

文責: 野口 賢次

## 高齢者と成年後見制度

高齢になると判断能力が衰えてきます。そこにつけ込み、必要のない作業をし、高額な請求をする悪質業者、あの手この手の特殊詐欺など、もし自分の親が同じことをやられたらどう思うのか！

以前、友人から電話がありました。夜中なのに一人暮らしのおばあちゃんのところへ業者が出入りしている。おかしいからきてほしいとのことでした。かけつけてみるとシロアリ業者が床下に10個近い換気扇を取り付けようとしています。おばあちゃんは言われるがまま、費用は150万円とのことでした。

業者に床柱の補修で十分ではと迫ると、契約書を盾に「あなた部外者でしょう、うちは本人と合意しているんだ」と強引に作業を進めようとしています。訪問販売にはクーリングオフもあるし、取りあえず息子さんに連絡し了解をとってくれと頼みました。

騒ぎに気づき近所の皆さんも集まってきました。あきらめた業者は契約書を破棄し去っていきました。友人の機転がなかったら、おばあちゃんは悪質業者の被害者になっていたでしょう。

こちらも一人暮らしのおばあちゃんです。不要な訪問販売や某団体などの勧誘が後をたちません。嘘も方便、家族と本人の同意を得て門の内側に「成年後見人がついています」と張り紙をしました。それ以後は訪問販売や勧誘はピタリと止まりました。

判断能力の衰えに対し民法は「成年後見制度」を設けています。判断能力が全くない人には成年後見人をつけることができます。

ある父の相続手続きです。相続人は母と同居の長女です。母は数年前に足を骨折し、要介護の認定を受け車イスの生活をしています。5日後に介護施設に入所の予定です。

近くの司法書士へ行きました。書類を全部取ってきてくれたらやると言われました。次は法律事務所へ相談に行きました。弁護士からは施設に入ってしまうと、コロナで面会ができない、分割協議もできないから成年後見人をつけると言われました。一度後見人をつけると死ぬまで外せません。毎月の後見人の費用もかさみます。

途方にくれた母娘は人をたよりに、女性で相続コーディネーターのMさん（運がよかった）にたどりつきました。

母の判断能力は足りると確信し、翌日介護タクシーを予約し、車イスの母と長女と役所回りをし、戸籍などの必要書類を集めました。

コロナ禍ゆえ登記をお願いする司法書士には、リモート等で本人の意思確認をしてもらい、分割協議書に母の署名押印をいただきました。これで母の対応は済みました。あとは順次手続きを進めるだけです。入所する1日前でした。「これで安心ですよ」と、母娘に言ったら「ありがとうございます」と泣かれてしまったそうです。

相続人から心より感謝され報酬を頂戴する、これぞ相続実務の神髄です。Mさんは「いい仕事」をしてくれました。話を肴に美味しいお酒をのみなながら労をねぎらってあげました。